

地方防衛局の所掌事務に対する行政の考査の実施要領について（防官政第8406号。19.8.30）第12の規定に基づき、沖縄防衛局の所掌事務に対する行政の考査の実施要領を次のように定める。

平成19年9月4日

沖縄防衛局長 鎌田 昭良

沖縄防衛局の所掌事務に対する行政の考査の実施要領

改正 平成23年3月31日 沖縄防衛局達第2号

平成23年4月 1日 沖縄防衛局達第8号

令和 3年4月 1日 沖縄防衛局達第2号

（通則）

第1条 沖縄防衛局（以下「局」という。）の自体考査（以下「考査」という。）及び考査結果の取扱いについては、この達の定めるところにより実施しなければならない。

（考査の目的）

第2条 考査は、局の所掌事務の運営の改善向上に資するため、業務の計画の妥当性、適正かつ効率的な施行及び管理運営の確保、官紀の保持、過誤や不正行為の防止等並びに優良部課（労務管理官及び室並びに防衛事務所及び出張所を含む。以下同じ。）又は優良職員の推賞を行うことを目的とする。

（考査を行う者）

第3条 考査は、局の職員で沖縄防衛局長（以下「局長」という。）から考査を行うべき職員として指名された者（以下「考査職員」という。）が実施し、沖縄防衛局次長（以下「局次長」という。）が統括する。

（考査職員の権限）

第4条 考査職員は、考査を行うため必要な限度において、書類若しくは物件の提示を求め、又は関係者に質問し、若しくは説明を求めることができる。

（考査職員の遵守事項）

第5条 考査職員は、考査の実施に当たり、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- （1）常に公正かつ温和な態度であること。
- （2）正確な資料及び事実に基づいて厳正に行うこと。
- （3）業務の運営に支障を与えないよう配慮すること。
- （4）過誤や不正行為の糾明、事務運営上の支障となるものの発見等に当たっては、その原因について十分検討すること。
- （5）欠陥を指摘するほか、長所の賞揚に留意すること。
- （6）改善意見の提示に当たっては、いたずらに理論に走ることなく、実情に即して行うこと。
- （7）考査上知りえた事項をみだりに他人に漏らし、又は自ら窃用してはならない。

(考査の種類)

第 6 条 考査の種類は、次のとおりとする。

(1) 定期考査

(2) 特定考査

(定期考査)

第 7 条 定期考査は、局の所掌事務に関し局長の判断の下必要に応じて実施する。

2 定期考査は、電子情報処理組織その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて実施することを基本とし、必要に応じて実地において実施するものとする。

3 局次長は、定期考査の対象が、他に行われる局の業務の適正を確保するための検証、監察その他の措置（第 8 条 2 項において「他に行われる措置という。」）の対象と重複しないよう留意するものとする。

(特定考査)

第 8 条 特定考査は、局長の命を受けて、時機に即した特定の事項について、機動的に実施する。

2 局次長は、特定考査の対象が、定期考査及び他に行われる措置の対象と重複しないことを確保するため、必要があると認めるときは、局長に対して意見を述べるものとする
(考査結果の報告)

第 9 条 考査職員は、考査が終了したときは、遅滞なく、局長に考査結果を報告しなければならない。

2 局次長は、必要と認めた場合は、考査報告書の写しを関係部課の長及び被考査部課の長に送付する。

(改善事項の提示)

第 1 0 条 局次長は、考査の結果必要と認める事項について、局長の命を受けて、関係部課の長に対し、必要な改善事項の提示を行う。

(勧告又は意見の実施)

第 1 1 条 前条の規定により、改善事項の提示を受けた関係部課の長は、それに基づき必要な措置を採り、その結果を遅滞なく局次長を経由し局長に報告しなければならない。

(推賞措置)

第 1 2 条 局次長は、考査の結果特に優良と認める部課又は職員があるときは、これを表彰するため、局長に対して意見を具申する等必要な措置をとる。

附 則

この規則は、平成 1 9 年 9 月 4 日から施行し、同年 9 月 1 日から適用する。

附 則（平成 2 3 年 3 月 3 1 日沖縄防衛局達第 2 号）

この達は、平成 2 3 年 3 月 3 1 日から施行する。

附 則（平成 2 3 年 4 月 1 日沖縄防衛局達第 8 号）

この達は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 4 月 1 日沖縄防衛局達第 2 号）

この達は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。